

熊本大学法学会発行

熊本法学 第五十一号（一九八七年三月）抜刷

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（二一・完）

若曾根
健治

資料

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題 (一)・完)

若曾根 健 治

II

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題 (二)・完)

一 「バイエルンの諸侯の中で最初の組織的な魔女迫害者」であった父（四十九歳で隠遁した）ヴィルヘルム五世（敬虔）公（一五七九—一五九七）の跡を襲い、二十四歳で雄邦バイエルンの支配者となつたマクシミリアン一世（一五九七—一六五一）は、魔女や異端者・姦通者について殘忍な刑罰を領地に敷き（カール・ボーデル編『バイエルン人名辞典』レーゲンスブルク・一九八三），本稿既述の通りドイツ諸侯中有数の魔女迫害者と云われた——バイエルン大公領そのものはドイツ諸侯領全体では魔女病の旋風に巻き込まれるところ比較的少なかつたにも拘わらず——。

「イニスス会の名だたるバトロン」であったこの大公父子は現在、ミュンヘン中心部聖ヒアエル教会に眠つてゐる。

マクシミリアンは皇子時代、一五八七年秋から一五九一年春までインゴルシュタット大学（一四七一年六月二三日開学記念祭を挙行⁽⁶⁾）に在り歴史と法学を学んだ。當時インゴルシュタットはイエズス会の影響を受けていたが、このマクシミリアン皇子の教育に主に当つたのが、もとザルツブルク大司教書記官長（一五八五年來）ヨハン・バプティスト・フィックラー（Ficker, Johann Baptist 1533—1610）である。かれは一五五一年から一五五五年にかけてインゴルシュタットで法学を学び、この地で、イタリア人の教会法学者 Franz Zonettii (aus Bologna 1548—61) の学僕となつた。後一五六五年ボローニアにおいて両法博士の学位を取得 (Doktorvater は後の教皇グレゴール十三世(一五七二—一五八五))、一五九一年にはミュンヘン中央政府宮廷顧問

官に就いた。この端倪すべからざる学者フィックラーに関する事

(9)

面重要なのは、かれが魔女迫害の奨励者とされた点である。

フィックラーと並んでインゴルシニアット時代のマクシミリアンに影響を与えたのは当代著名な神学者イエズス会士グレゴール・フォン・ヴァレンティア (Dr. Valentin, Gregor 1551-1603) や、このスペイン人は一五七五年から一五九二年まで神学部の教授を勤め、やはり魔女迫害の推進者の位置にあった。

(10)

この二人の薰陶下に學問を納め、父ヴィルヘルムからは恭順なる信仰心を受け継ぎ、またアルブレヒト・デューラー (一四五七—一五二八) の絵画に傾倒した大公マクシミリアン一世がその治世において、特に魔女問題に関して発布した法令には、一六一一年 (二月十二日) 国法 (Landesgesetz) ⁽¹¹⁾ と、一六一三年訓令 (Instruktion) ⁽¹²⁾ とが数えられる。

一六一一年の制定法は大きく二部に分かれ、その一つは迷信を扱かい、そこには处罚の対象となるべき五十四形態の迷信が掲げられている (その中で十五の迷信が悪魔の手助けを要した)。このリストには、民衆の間に生き続けて来た殆んどあらゆる形態の迷信が見出されると共に他方そこから、立法者・官憲自らが如何に深く迷信に——しかも悪魔との契約・悪魔との情交が実在するという最大級のものにすら——囚われていたかが窺われる。いまわしい迫害や司法殺人にまで行き及ぶ当局者の迷信信仰に較べれば、民衆の世界の迷信慣行はどれほど無害であった

ことであらうか。一六一一年国法の第二部はとくに魔女魔術 (Hexerei) にたいする刑罰の種類を定める。例えば、悪魔召喚者・悪魔崇拜者は焼き殺され、間接にこれを行なう者は斬首の上で火刑に処せられる。予言者・呪術師・魔術師・占星術師、媚薬提供者は斬首。これらの者の照会者は追放刑。鍊金術師と言えども处罚を免がれず、罰金や収牢あるいは追放の処分を受ける。悪魔と契約を交す者は拷問を科された上火刑。財産は没収される。もし悪魔と契約を交わし「こうして悪魔の帰依者となつた妖術師」 (とくに女妖術師) が魔法によって人間・家畜・作物に危害を加え損害を与えるならば、火あぶりにされるが、その直前に焼けたやつとて皮膚をつしまれる。⁽¹⁴⁾

ラント裁判所諸官に宛て発せられた一六一三年訓令はジグムント・フォン・リーゼラー (一八四三—一九二七) によると、「マクシミリアン公の全行政を支配した官僚主義的几帳面さの精神を息づかせていると同時に、ヤーニブ・シニブレンガー、ハイシリッヒ・インステイドーリス、ベーター・ビンスフニルトと言つた〔大物の魔女迫害〕者が抱く青ざめた無気味な妄想を吸い込んでいる」⁽¹⁵⁾。この指令書は、魔女問題の「わざわいに満ち満ちた〔当局者の〕公式声明」である。それによると、官憲は魔女魔術 (妖術) の容疑ある者を即刻告発するよう領民に義務づけること、更に告発が告発者の被告発者にたいする憎悪、嫉妬若しくは敵意に基づきなされたものかどうか、またそれが名譽あり正直で信頼深き隣人によつて提出されたものかどうかに注

意をねうよう命じられてゐる。一六二二年訓令で興味を惹くのは、この指令書中に、被糾問者（魔女・妖術使）にたいし拷問を課し取調べに当たる糾問官が如何なる事項についての尋問を行なうべきかを示す尋問事項一覧（Interrogatoria）が掲載されてゐることである。⁽¹⁶⁾ ただし、この尋問項目表はあくまで取調官の一参考資料で、これとは別途に、糾問官はとある種の取調べの状況に応じて随意に尋問事項を定めうるゝとせれてゐる。⁽¹⁷⁾

いふるや、当訓令——発布の翌年一六二三年二月二十五日レーベンスブルクでマクシミリアンは皇帝ヨルディナンド二世（一五七三—一六三七）からアーヴィング領選帝侯位を授けられる——は、新たに制定されたものでなく旧訓令の焼き直しであることが既にフォン・リーゼラーによつて推定されていたが、近時、一六二二年訓令の元になつたものの写本——しかも唯一の——がオーバーファルツ、アムブルク市文書館（Stadarchiv Amberg）で発見された。⁽¹⁸⁾ フォン・リーゼラーがかつて推量したところが事実であることが分かつた。⁽¹⁹⁾ これが一五九〇年九月二十四日附のヴィルヘルム五世の一訓令である。⁽²⁰⁾ これは魔法魔術と魔女魔術の「忌わしき悪徳によつて人間の健康のみならず畠地の収穫物や他のその時どきの作物にたいして加えられるわざわい」から領国を守護する必要あるために発せられた。このような悪徳かひの領邦の保護は同時に、「神の榮誉を救うために、*zu Rettung der Ehren Gottes*」「神〔自身〕によつて

〔世俗權力の〕手中に与えられし劍」を手段に行なわれるものと觀念されてゐた。「かくの如き害悪の根を絶やすために(zu Ausrottung solchen Übeln) キャルベルクは、ラント裁判官が「如何にして〔魔法魔術・魔女魔術に係わりし〕かような有害な悪人ばらを發見し牢舎に拘引し聴聞その他をなすべきか」につけた該諸官に指令を送つたのである。

一五九〇年訓令——この恰度十年前にジャン・ボダン（一五二九—一五九六）は『魔女の悪魔崇拜』（パリ一五八〇・ドイツ語版はシニトランスブルクにおいて翌年刊行される）を著わした——布告に到つた契機は訓令序文にすでに知られるように魔法・魔女の災患が遠隔・近隣の諸邦においてのみならず、バイエルン大公領なるまさに「この諸侯領において幾重にも根を張つて來ている」とことの要塵にあつた。大公領内に生起するに到つた災患とは、オーバーバイエルン、レヒ川沿岸都市ショーンガウ（Schongau）はトゥクスブルク・ブレンナー山間通路を抱え荷の積み換え地として栄え、當時ヴィルヘルムの弟ヨルディナンド（一五五〇—一六〇八）が差配を蓄っていた）における魔女狩り（一五八九—一五九一）を指し、これはヨルディナンドによる市域内魔女大搜査に端を発し終息に到るまでに六三人が魔女の名で火刑に処せられた。シモーンガウにおける魔女迫害で眼を惹くのは、魔女を判別する手段として利用されるいわゆる魔女斑点の発見の専門家たる刑吏——シモーンガウ市の刑吏は名をイニルグ・アブリール（Jörg Abriel）といひた——の役割・活動で

ある。ショーンガウから伝染した魔女病は隣邦ヴュルテンブルク (Werdenfels) はティロール伯領に隣接し、ガルミッシュ＝バルタイキルヒン、マッテンベルト両市を含み当時フライシンク司教支配の一伯領であった) に取り附き、ここでは、五一名が焼かれた (一五八九—一五九〇)。こうしてバイエルン大公領における魔女裁判ばりのショーンガウ裁判をもって「流行病」と化し領内に蔓延する。ショーンガウの魔女鎮圧の五年後の一五九七年にはスコットランド王ジエームズ六世 (一五六七—一六一〇)²⁰⁾ ディエンベラからの『悪魔学』(Haemonologie) (ハーベー=ゼムラー) がイングランド王となつた一六〇三年に再版刊行) を出版している。

ショーンガウ魔女事件には、ハンブルクの宫廷顧問官(Hofrat)たちが忙殺されていた最中、大公ヴィルヘルムは一五九〇年四月二日在インゴルシニア・ターフ大学の神学部並びに法学部にたいし魔女術の根絶に関する鑑定を求めた。この鑑定は文書をもつて同年四月二八日に大公政府に提出された。鑑定書の署名者として名を連ねているのは、神学部からだ、学部長のマテウス・マティアス・マイルホーファー (Matthias Mayrhofer 1548—1611)、アルベルト・フンガー (Albert Hunger 1545—1604)、イ

ハンブルク会士グレゴール・フォン・ホーネンホーフ (既述)、ペーネルス・ステヴァンティウス (Peter Stewart 1519—1624)、ホーフェルから学部長カーメス・ショーベー (Vitus Schöber 1516—20)、アンドレアス・ファチネウス (Andreas Fachineus 1587—

(1) Karl Bosl (Hrsg.), *Bosl's Bayerische Biographie*, 8000 Persönlichkeiten aus 15 Jahrhunderten, Regensburg 1983, S. 512, 817.

(2) 若者根健治「近世ドイツ魔女裁判関係史料」題(1)「熊本法書」四十五号(一九八五)八二頁。

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題（二・完）

- (一) 森林田長・井上出美『魔女狩り』(新星社翻訳文庫)一九七八
 K) IIII—I [圖] Gerhard Schormann, Hexenprozesse in Deutschland, Göttingen 1981, S. 66.
 (二) ヒ・ヅ・ル・ムトーノーク「ヒ・カ・ヤ・シ・リ・ヨウ・ミ・ニ
 ハ・マ・ノ・魔・女・禁・書」『禁・書・魔・女・神・人・社・祭・經・文』(小三郎)・中嶋昭理・
 岩木俊雄編・未来社一九七八)一八六頁
- (三) ヒ・ツ・ル・ノ・両・大・公・時・代・の・魔・女・裁・罪・お・送・く・た・文・獻・ヒ・サ・斯・レ・ソ・ヨ・リ・イ・
 ヒ・ツ・ル・ノ・魔・女・禁・書』(1903) Sigmund von Riezler, Geschichte Bayerns, Bd. 4, Gotha 1819 (Aalen 1964), S. 627, Bd. 5 (1903), S. 5f., Bd. 6 (1903), S. 12ff.; W. G. Soldan/Henriette Hepp/Max Bauer, Geschichte der Hexenprozesse, II., Hanau/M(1911), S. 68ff.; Max Spindler(hrsg.), Handbuch der bayerischen Geschichte, II., 2. Aufl., München 1977, S. 353, Ann. 2, 792, 80ff.; Andreas Kraus, Geschichte Bayerns. Von den Anfängen bis zur Gegenwart, München 1983, S. 266; Friedrich Merzbacher, Nachwort, in: Sigmund von Riezler, Geschichte der Hexenprozesse in Bayern. Im Lichte der allgemeinen Entwicklung dargestellt, 2. Aufl., 1957, S. 35f. も・シ・ハ・ミ・
 ハ・マ・ノ・『魔・女・禁・書』(1903) な・タ・ム・シ・ハ・ミ・ト・ヒ・キ・ス・
 陸・代・立・キ・ス・魔・女・禁・書・發・生・經・文・ソ・リ・イ・
 Tölz, Weilheim, Donauwörth, Kelheim, Abensberg, Vohburg, Mitterfels など多くの地元裁判所 (R. v. Riezler, Geschichte der Hexenprozesse, S. 197) も・シ・ハ・ミ・ト・魔・女・禁・書・發・生・經・文・ソ・リ・イ・
 後の魔女裁判は、中田国芳『中田国芳文庫』一九九〇年
- (四) ローマ・ヌ・ギ・ヒ・イ・人・セ・ホ・ル・魔・女・ソ・ト・レ・聖・母・ホ・リ・(v. Riezler,
 a. a. O., S. 296f.)
 (五) Laetitia Boehm/Rainer A. Müller(hrsg.), Universitäten und Hochschulen in Deutschland, Österreich und der Schweiz. Eine Universitätsgeschichte in Einzeldarstellungen (Hermes Hand Lexikon), Düsseldorf 1983, S. 267.
 (六) L. Boehm/R. A. Müller(hrsg.), a. a. O., S. 269; M. Spindler(hrsg.), a. a. O., S. 78f. レ・ノ・ヒ・ス・ア・ヌ・ム・大・学・
 教・學・科・一・区・派・教・學・科・の・ム・ヤ・ヘ・ミ・ボ・シ・ハ・
 (1494-1521) オ・ト・ク・タ・ケ・ト・ナ・同・幕・Otto Truchseß v. Waldburg (1514-1573) が・マ・リ・エ・建・立・ル・ホ・テ・ア・ジ・接・觸・的・な・改・制・を・味・ね・る・
 ハ・ト・タ・ニ・ラ・マ・タ・派・の・大・学・レ・ル・み・ね・る・
 (七) M. Spindler(hrsg.), a. a. O., S. 804(Ann. 3).
 (八) S. v. Riezler, Geschichte Bayerns, Bd. 5, S. 5; ders. Geschichte der Hexenprozesse in Bayern, S. 194(Ann. 1); K. Rosl(hrsg.), Basis Bayerische Biographie, S. 202; F. Merzbacher, Rückert(Rückert), Johann Baptist, Jurist, in: Neue Deutsche Biographie V (1991), S. 136; Michael Kunze, Straße ins Feuer. Vom Leben und Sterben in der Zeit des Hexenwahns, München 1982, S. 34. ま・ニ・F. Merzbacher, Nachwort, a. a. O., S. 355. 細・説・(リ・リ・ド・ス・ミ・ハ・
 ハ・シ・ヒ・ス・魔・女・禁・書・發・生・經・文・ソ・リ・イ・
 Fickler, Ein Laie im Dienste der Gegenreformation, Münster 1964 1970 ル・セ・リ・幾・次・過・出・附・書・(レ・モ・ル・)

- 参考書籍 Justiz in alter Zeit, Band V der Schriftreihe des mittelalterlichen Kriminalmuseums Rothenburg ob der Tauber (1984), S. 253–255 並びに
 (18) v. Riezler, Geschichte Baierns, Bd. 6, S. 130 mit Ann. 1.
- (20) Michael Kunze, Der Prozeß Puppenheimer, S. 181; ders., Straße ins Feuer, S. 217. 因々は「K」の年号令の記述がトマス・カントーの著書「魔女裁判と魔女」(1978) に載っている。
 誌 (20) 『魔女』
- (20) Herzog Wilhelms in Bayern Instruction wie sich ein Richter mit den Unholden und Hexenwercks vertraute Personen zu erkennung, Einziehung vnd besprachung deren Auch sonsten Jnn Ainem Andern Züter halten hab (M. Kunze, Der Prozeß Puppenheimer, S. 304).
- (21) Bodin, Jean, De Daemonomania Magorum. Vom außgeschlossnen Wütigen Teuffelsheer der Besessenen Unsinigen Hexen und Hexenmeyster/Unholden/Teuffelsbeschwerer Warssager/Schwarzkünstler/Vergiffter.....ec. und aller anderer Züberer geschlecht.....Nun erstmalis durch den... „H. Johann Fischart.....ins Teutsche gebracht.....Straßburg 1581 (M. Kunze, Der Prozeß Puppenheimer, S. 311)
- (22) ヨーロッパの魔女の歴史 (The Discovery of Witches) 木村正義著 (ムラカミ・マサユキ著) 「魔女—魔女と魔女の歴史—」(一九七八・筑摩書房) 111回讀」なる後註 (22) 木原伸四著「魔女と魔女」(1985年、米菴社) + 1522。
- (23) v. Riezler, a. a. O., S. 187–8. „Responsum Theologiae et Juridicae Facultatum Academiae Ingolstadiensis in Causa Maleficarum“ v. 28. April 1590 (HSIA, Best. Innerfahrgistratur, Fasc. 318/1f, 71/2)(M. Kunze, Der Prozeß Puppenheimer, S. 299). Gutachten der theolog. und jur. Fakultäten Ingolstadt für Wilhelm V. betr. div. Hexenverfahren, vom 28. April 1590(HSIA, Best. Hexenakten, Hexenakten Nr. 3, Prod. 3)(M. Kunze, a. a. O., S. 301).
- (24) Delrio, Martinus, Distquisitionum magicearum libri sex quibus continetur accurato cirtosarum artium et vanarum superstitionum confutatio, utilis Theologis, Jurisconsulitis, Medicis, Philologis, Löwen 1599 (M. Kunze, a. a. O., S. 312).

と呼ばれている。この川の沿岸にリーテンスブルク (Riedensburg) 村が開けていた。⁽¹⁾ そしてこの村の近隣にテッテンヴァンク (Tettenwang) と言う名の部落があった。一六〇〇年一月所管官庁たるトーベンスベルク=アルトマンシュタイン (Abensberg=Altmannstein) の裁判所捕吏がニーダーバイヨルンのこの小村に住むウルリッヒ・ショルツ (Ulrich Schötz) 宅を取り囲んだのは当家に宿泊していた旅回りの鍛錬屋兄弟二人 (兄弟アンブレッヒ・ゲンベルク (Gumprecht Gämperl) 二十一歳、弟ミヒャエル (Michael) 二十一歳) を捕縛するためであった。捕り縛はるの両名のみならず、同じく同家に宿泊していた兄弟の両親 (父ペオルス (Paulus) 五八歳、母アンナ (Anna) 六〇歳) にも及び、四人はアーベンスベルクの牢舎に運行された。ペオルス、アンナ夫婦の末子ヘルム (Hans) 十歳はひとり残されたが、やがてアーベンスベルク裁判所牢舎に収容されていた両親を見出し、そのもとに出入りしているうちかれもまた囚われの身となつた。本稿第一節 (一) の「一六〇〇年七月二九日ミュンヒエンで刑死した放浪者家族との仲間」の「放浪者家族」とはこのゲンベルク (もしくはパンプ Päums) の一家五人を指すのである。当初一家は事態を楽観視していたようである。五人が五箇月後 (ヘルムだけは九箇月後) に首府ミュンヒエンで無懲にも刑死する——しかも他の諸重罪犯罪と共に魔女犯罪の犯人として——などとはこのときは思ひもよらぬことであった。

ゲンベルクの家族がこのように捕囚の憂き身に陥った直接の原因となつたのは、数箇月前レー・ゲンスブルク・ストラウゼン (Straubing) 間の小市ヴェルト・アン・デア・ドナウ (Wörth a. d. D.) において処刑された、ニックネームを「ガインドル (Geindl)」と云つた窃盜犯の証言である。かれは官憲の前に次の趣旨の供述を行なつた。かれが「姪娘七人を殺害するのに鍛錬屋の悪党どもが手を貸した」この「鍛錬屋の悪党ども」が実はグンブルヒトとミヒエルの兄弟を指していたわけ。この告発と併んで、間接にではあるが官憲をして兄弟の逮捕に踏み切らせたものは、この兄弟を含むゲンベルクの一家そのものが予てから被つていた悪評であった。

アーベンスベルク=アルトマンシュタイン裁判所牢舎において長官アレクサンダー・フォン・ハスランク (Alexander von Haslang) 自らが被疑者の聴取に当つた。ゲンベルク一家の事件が「ガインドル」の場合とは異なつて結局のところ地方裁判所——アーベンスベルク=アルトマンシュタインの——の段階では処理されずにミュンヒエン中央政府に係属するようになつたのは、本件のすでに初期の取調における、アレクサンダー・フォン・ハスランク長官による尋問の結果に負うところが大きい。すなわちかれは、一家が魔法魔術と関わりを持っているという感触を得たのである。この長官は若年時代マクシミリアンの学友として皇子と一緒に育て上げられた貴族の子弟に風しており、またマクシミリアンがすでにインゴルシュタット時代に魔女裁判に特別の興味を示していた事情を知つていた。ひょ

とするとアレクサンダー・フォン・ハスランクはゲンベルル一家の裁判に「魔術」事件たる烙印を押すことで、荷包介な事件となる（亦経費のかかる）恐れのあるこの裁判を担当するのを免がれようとしたのかも知れない。ともかく、かれは尋問の結果得たところを中央政府に報告した。中央政府との間に書簡を通して若干のやり取りがなされた後、終にバオルスの一家は詳しい取調べを受けるため、アルトマンシュタイン裁判所官憲の手によって首府に向け馬車で護送されることとなつた。時に一六〇〇年四月初旬のことである。ゲンベルル家族五人の運命はまさにこの時に決まつた。

(一) 以下に引いて、M. Kunze, Der Prozeß Papenheimer, S. 1—4 参照。

三 ところでゲンベルルの一家は如何なる出自にありどのような生業を営んでいたのか。家族の長バオルスはシュヴァーベンのベネディクト派修道院領都市エルヴァンゲンと帝国都市アーレンとに挟まれた小村フュットリンゲン (Füttlingen) に生まれた。父はその土地の亞麻布織工であつて、この職業によつて「賤民」(unehrlieche Leute) の中に数え入れられていた。長じてバオルスはフランケンのアンスバッハ市 (マンクグラーーフシャフト・アンスバッハの首府) にあった煉瓦製造工場に仕事を見つけ、二年間そこに勤めた。この間二十歳でアンスバッハ市墓

掘り人の娘アンナと結婚（一五六二年といふ）、二年間墓掘り人、三年間夜警として義父の手助けをした。アンナの父が死んだとき何らかの事情で故人の職を引き継ぐことができず、このことがバオルス一家に人生の大きな転機となつた。すなわち義父死去を契機に一家は流浪の生活に入ったのである。最初ニールンベルクに向かつたが、ほどなく一五八〇年ころ夫婦と子供（バオルスはアンナから総計一人の子をもうけたが成長したのは逮捕された既述三人のみ）はニーダーバイエルンに到り、こうして一六〇〇年二月の捕縛のときまでこの地で放浪生活を送つていたのである。

家族の生業は家々の便壺清掃であった。一家につけられた「バッベンハイマー (Pappenheimer)」のニックネームはすでに十四世紀以後ニールンベルク地方においてこの種の仕事に従事する者に用い慣わされて來たものであつた。仕事柄（すなわちひどい悪臭を撒き散らす）、清掃は主に人の寝静まつた夜間を利用して行なわれ、このことがおのずと一部、一家につきまとつた悪い評判の根源をなしていたようである。便壺掃除に加え一家を支えたもうひとつのがあつた。それが乞食業 (Berufsbettler) である。バッベンハイマーのような流浪者 (Landfahrer) の中核をなすのは、このように乞食を職業として営む下層民・賤民の群れであった。そして乞食は——このことが本稿では重要なのが——犯人の未だ発見されぬ何らかの犯罪とりわけ秘密犯罪・破廉恥罪の嫌疑を常に蒙り、絶えず官憲当局の警戒

を受けるところであった。実際バオルスの家族は取調べでは拷問によりて、窃盜とくに教会窃盗、強盗、放火、謀殺の諸犯罪（これらは「例外犯罪」*(crimina exceptum, delicta excepta)* ）⁽¹⁾、「特別の犯罪概念を構成した」⁽²⁾として、自白を強いるれたのである。

- (1) 以下に引いて M. Kunze, a. a. O., S. 6ff., 12—14.
- (2) 同部證也「中世賤民身分の成立」⁽³⁾『中世の身分制度』
- (3) M. Kunze, a. a. O., S. 196(Anm. 126).
- (4) M. Kunze, a. a. O., S. 20(Anm. 132).
- (5) バイマーベイマー裁判から十年後の一九一〇年十一月十日の「シムラート」⁽⁶⁾で語られた「重罪は被犯者、非重罪は共犯者に命じて」と「田舎者」の語者・科臣をもつて裁判所審議官に命じた M. Kunze, a. a. O., S. 51f., 51ff.
- (6) 「国外犯罪」⁽⁷⁾は後項(6)参照。

四 途中ブファーフボーハー (Pfaffenhofen a. d. Ilm) のラント裁判所役場で一夜を明かしたバヤンベイマーの家族は一九〇〇年四月上旬、当時のバヤンベイマー市長のうち北東に位置して北はニヨルンベルクに通じたシーカーラーンゲ門より市中に入り、直ちに牢舎「魔塔」(Falkenturm)—現在の国立劇場正面玄関刃りに位置した——に入封、典獄 (Eisenmeister) セベスティアン・ヌオホ (Sebastian Georg) の手に引

き渡された。アーベンスベルクロアルトマンシュタイン裁判所官憲はこれを以って護送の任を無事果たし、任地に戻るべくもの道をとつて返えした。

被取容者にたいし尋問は、ベーベンハイマーの末子ヘンズルの娘婿 (Dr. Jakob Hainmüller) ハーネグ・ヴァンクネーレック (Dr. Vágh Wangereck) 蘭席糸問官ヤーロフ・ヘインツ・ルード (Rennmeister Ernst Raming)、書記官セベスティアン・シュタインヴァントナー (Sebastien Steinwandner) が組んだ陣容で、訴追委員会が構成された。

ヘンズルにたいする尋問は十八日にも統けて行なわれ、翌日からば家長バオルスに移った (四月十九、二十日)。以後、二一、二二、二三 (長子ダンフレッシュ)、二四日 (次子ヒュッセル)、二五日 (ヘンクレヒト)、二六、二七 (ヒュッセル)、二八、二九日 (主婦アンナ) と続いた。五月に入つて二日 (バオルス)、三日 (バオルス、ヒュッセル、ダンフレッシュ)、四日 (ダンフレッシュ)、五日 (トマス、ヘンズル) と一家五人が立て続けに取調べられた。
(なお五月の尋問は更に九日 (ダンフレッシュ)、十三日 (バオルス、ヒュッセル)、十九日 (バオルス) にも実施された。)

四月末までの尋問によつてバヤンベイマー一家は共犯關係を坦白せられ、この自白に基いてバヤンベイマー一家は共犯關係

リストが糺問官の手で作製され、これはアーベンスベルククリアルトマンシュタイン裁判所長官アレクサンダー・フォン・ハスランクに送達された。リストに掲げられた嫌疑者のうちでウールリッヒ・シニルツ（既述）、ハンス・シニトランプ（Hans S. umpf）、アウグスティン・バウマン（Augustin Baumann）——後二者は腹違いの兄弟——の三人が官憲の網にかかる拘引きされた。すべてテッテンヴァンク村の者であった。⁽²⁾ このうちシニトランプは又の名を「グラースヘンズル（Glas hänsel）」と呼ばれ織物工（しかも小職工）であった。以上が五月初旬のこと。三人の中でシェルツだけは直ちにミヨンヒュンに護送され、早くも五月八、九両日に糺問官の尋問を受けている。アルトマンシニタインの牢舎に留め置かれたシニトランプとバウマンとはかれらの親族・友人に牢内から助けを求める、この結果親族のひとり、テッテンヴァンクの隣村ブルン（Prunn）在のゲオルク・シュメルツル（Georg Schmutzler）が釈放運動に走り回り、先ずアーベンスベルクの裁判所当局に釈放請願を行なつたが、埒が明かず、遂に三日をかけて首都ミュンヒエンに向け旅行を敢行し、中央政府に訴え出た。しかしこれが容れられぬのみかかれまでも囚われの身となってしまい、五月十六、十八、十九日に尋問に服する破目に陥つた。釈放請願の行為そのものが司直の嫌疑を被つてしまつたわけである。当のシニトランプ、バウマンもやがてミヨンヒュンに護送された上「魔塔」に入牢、六月九日（ショットランプ）、十四、十五日（バウマン）に各々取調べを

受けた。

バッベンハイマー一家に向けた尋問手続は六月以後も続行され、六月九日（バオルス）、十二日（ダンフレヒト、ミヒアエル）、二七、二八日（ダンフレヒト）、七月に入つて一日（アンナ）、七日（バオルス）、八日（バオルス、ダンフレヒト）、十日（バオルス、十一日（ダンフレヒト）、十二日（アンナ）、十三日（ミヒアエル）、十五日（ミヒアエル）の尋問が記録に残されている。バッベンハイマーの仲間ではシニルツが七月十四、十七日に再度取調べを受けている。

以上のバッベンハイマー家とその仲間とにたいする尋問は全て、ヘンズルの場合を除いて（ヘンズルは後十一月九、十日にも尋問に晒される）、ほぼ七月中旬に終つたものようであるが、彼らの行なつた自供から更にもう一組みの家族が司直の追求の的となつた。それが同じくテッテンヴァンク村のクロスター・ミュラー家（Familie Klostermüller）で、一六〇〇年八月夫妻とての末娘とが逮捕、護送、入牢の上、妻アンナと娘アグネス（当時二十歳）の二人は、八月十一、二二一日、九月七、十四、十五、十九日、十月二五、二七、二八日に取調べられた。なお夫は拷問に耐え切れず獄死。クロスター・ミュラー一家にたいする容疑は当初から魔女術のみにあり、放浪者バッベンハイマーとその仲間（とされた者ら）が魔女術のみならず教会窃盜、強盗、放火、謀殺などの諸犯罪の嫌疑をも被つていたのとは異なつていい。⁽³⁾

尋問官はバオルス、アンナ、ダンフレットおよびヒュニルのバッベンハイマー家族の四人、セレンシルツ、シニメルツの仲間二人計六名については、判決を下す機が到来したと見て、一六〇〇年七月二九日に最終開廷日を設定し、当日判決が言渡された。六人は即ち「アンセリン郊外において火刑に処せられた」(バッベンハイマーの末子ヘンダル、バウテン、シニメルツそしてアンナとアグネスのクロスター)の母娘の五人については十一月二三日判決の言渡、二六日火あぶりの刑が執行された。⁽⁴⁾

(一) 以下本文に摘記する尋問官は M. Kunze, *Der Prozeß Papenheimer* の翻訳による。筆者にはバッベンハイマー裁判における尋問官の総数については言及するといふが、全体尋問官との割合なし關係は不明。なお、バッベンハイマー一家との仲間にたいする取調く結果たる尋問調書は、分厚い二〇折り判一巻(全六八七葉)である。ハムへのベマヘルン中央文書館に所蔵される。(HSIA Best. Hexenakten, Hexenakten Nr. 2, Prozeß Gämperl)。

十一年の歳月を費して完成された「カニル・クンツ・ヒルト(一九四三年アラハ生れ)の学位論文『バッベンハイマー新説』(一九八一)における今後変わらぬ功績は、右の具体的な尋問記録調書に基づきバッベンハイマー裁判における近世初期糺問手続の実際——職権すべから——を明るみに丑したといふにあらずある。(Vgl.

ZRG, G. A. Abt. 99 (1982), S. 344—5 (Friedrich Hartl))。且つわせて、放浪者の世界を扱った本著第一章第一節(S. 1—80)は尋問調書の問題部分を忠実に再現」(やうほは例えど、バオルスとアンナの夫婦げんかの一幕をも含む)職民ないし下層民の生活実態を描き上げ、大いに興味を惹きつけられる。たれわたくしの本稿ではないといふを紹介であらうのが残念である。流浪者の犯罪現象⁽⁵⁾が Gustav Radbruch/Heinrich Gwinner, *Geschichte des Verbrechens, Versuch einer historischen Kriminologie*, Stuttgart 1951(Vgl. ZRG, G. A. Abt. 69(1952), S. 479f.(Th. Württenberger)) S. 96 以下がよい概要を示してくれる。だが、尋問調書のタケト原本の一部が、右ディセルタティオーンを平敷きにして仕上げた歴史小説風の好著⁽⁶⁾・クンツ『街道が火に——魔女妄想の時代における生死にのじて』(一九八一)(本節前項(一)註(9)参照)本著は Knaur から Taschenbuch セリード出版されている。本稿やその引用は「おもむろ」(III)頁に序言版で掲載紹介せられていふ。右の『街道が火に』は著者からの私信によると英語・露語に翻訳される予定のよう。クンツ博士の魔女裁判研究には他上初期の小稿とする。Zum Kompetenzkonflikt zwischen

städtischer und herzoglicher Strafgerichtsbarkeit in Münchner Hexenprozessen, ZRG, G. A. Abt. 87(1970) S. 305—314 が存する。

(2) 例えばそのよくなテッテンウーベルトが直ぐ後に述べたところ、小村が魔女事件(後説)に關係した点はうなづく。木村尚二郎氏は次のように書く。「ヨーロッパで魔女の存在が信じられ

魔女狩りが大々的に行なわれたのは、大都市のことはなく、都市から離れた村や地方の中小都市においてであった。「魔女の存在は絶対のもの」か、合理的な思考の持主である都會人には受け入れられず、素朴な田舎の人たちが信じたものであった」（『色めがね西洋草紙』（一九八一・角川文庫）一一七頁以下。なお後項（六）註（二）ヘーベン・ローンの言ふ魔女の「農民的觀念」参照）。

（3） リカルド・スター・カラー一家族は、ヘーベン・ハイマー一家とは異なり魔女ではない、かれらの逮捕は後に述べる通り（後項（六）註（9）参照）、魔女術等の疑いですでに逮捕されていただべくハイマーたちの（拷問がくる）告発のみに基てこじらえた。當時宮廷顧問官の間で悪評の持主（悪い噂が世間に流れていれば、それだけで逮捕の臺詞にあつた）（レ・コルベ『監禁』）（二二三頁）ではない者の魔女疑惑による逮捕が果たしたが、そのような單なる告発のみで可能かどうかの問題が論議されていた。

現じクロスター・カラー家の捕縛には官憲は決った節が見られる（M. Kunze, *Der Proseß Pappeneimer*, S. 219 (Anm. 900)）。結局逮捕はなされたが、ヘーベン・ハイマー事件を契機に、右記問題について、後（一六〇一—一六年）に中央政府は次のよみな大学、併びに魔術学者（鑑定 *consilium*）回答（*responsum*）を依頼した。インゴルシュタット大学（一六〇一年四月一日に鑑定書提出）、トライアフルク（一六〇一年四月八日、一六〇一年十月十一日、一六〇一年三月十四日）、ディッセンブルク（一六〇一年八月三十日）、ヌレン（一六〇一年三月一日）、ヘルムス・アルツ（一六〇一年六月二日）、モル（一六〇一年三月十一日）、ヘルムス・アルツ（一六〇一年十月四日、一六〇一年三月十一日回答提出）、

ニコラウス・レミー（Nicolaus Rémy (Remigius) ca. 1530—1612, ルーヴル・ハルツの法律家）（一六〇〇）（M. Kunze, a. a. O., S. 219, Ann. 92, S. 301—2）。ただし、これが鑑定・回答ではないトドメたのは「ヘーベン・ハイマーは必ず告発を受けた」（川入の婦人）の事件であつたが、三名の素姓はクリントンの右著では明ひかでない。ヘーベン・ハイマーは安田德太郎氏が『詫詫風俗の歴史』・ルネサンスの社会風俗』（ヘーベン・ハイマーは必ず告発を受けた）の婦人の事件であつたが、三名の素姓はクリントンの右著・ヘーベン・ハイマーの所論を紹介する中で次のようになされている。

「顧問官は魔女の告発にせがんに賤民を利用したので、賤民たるもの私怨や感情から何でもない女を魔女として宣伝して、わざと訴局に検挙させたり、また窮屈にするぞとおどかして金をまわあせたかった」。

（4） 以上、ヘーベン・ハイマーの事件・裁判の全体の経過が、M. Kunze, a. a. O., S. 206—211 に概観がなれています。

五 ナンクヌ・ガレン生まれの法史家ハンス・ヘーベル（一七七四—一九六一）は名著『絵画における法』（“*Die Rechtsgeschichte der Malerei*”、一九三三）の中で総数二二二に及ぶ諸絵画を紹介しているが、かれはこれを分類するに大きく四つに区分を立てた。その一つに「傾向絵画」（*Tendenzbilder*）としてある。これは、觀る者の心の中に特定の感情を惹起せしむるいとも曰的としている組である。ヨーロッパの絵画を更に細分の種類に分ける。その一つは「威嚇絵画」（*Abschreckungsbil-*

der) がある。この種の絵画は殆んどの場合、残忍なる刑の執行の諸態様を描き、これによつて觀衆の脳中に特定の心理的圧迫を醸し出させ、人びとが今後犯罪に走るのを抑止せんとする目的——一般予防的な——を追うものである。⁽¹⁾

「威嚇絵画」の一例にハンス・フェーレルがあげているのは、

一七五七年三月二八日バリ、グレーヴ広場（現在は市庁広場）で

執行された、フランス國王ルイ十五世（一七一五—一七七四）の

暗殺未遂犯人ロベール・フランソア・ダミアンにたいする刑罰執行場面を描いた一枚の銅版画（Germanisches Museum Nürnberg II. B. 1303 所蔵）である。⁽²⁾ これは一つの主図、二個の副図によって三場面が描かれている。主図は四頭の馬による四つ裂き刑、銅版画左上の副図は共犯を自由させるために加えられた拷問（焼けたやつとて皮膚をしままれ、その傷穴に熱した鉛油、ビッヂ、松やにが流し込まれている）の現場、右上の副図は处罚後バラバラとなつたダミアンの四肢、胴体が火に投げ込まれ灰燼と化す様を示す。三場面の各々に極く短い解説が附けられている。

本稿以下で紹介するバーベンハイマー一家（ハンブルクを除く）とシニエルツ、シニエルツの犯罪とかれらにたいする刑罰を描写したビラもまた、右の「威嚇絵画」の範疇に属するものと言える。ただ、このビラには、右に一例をあげたダミアンの处罚を示す絵画とは異なつて相當に詳細な解説文が載せられている。以下に行なう紹介は主にこの解説部分なのである。こ

のように詳しい解説を持つ「威嚇絵画」の他の一例としては、一五八九年十月ケルン市郊外ペードブルク（Bedburg）の一農夫——かれは魔術⁽³⁾によつて「人狼」（Werwolf）となり人間を食い殺したとされた——の犯罪と刑罰を描くビラ（銅版画）である。（因みにこれはニュルンベルク市において印刷發行されている。）この「威嚇絵画」は三部分から成り、冒頭に簡単な表題が附され、その下に一枚の図（ここには、「人狼」農夫の犯罪、刑罰によるかれにたいする重刑・斬首刑（いれらの刑の前に焼けたやつとて皮膚をしままれる）の場面が描かれ、農夫の首のない屍体がかれの娘・代父とともに火刑に処せられる図。また、かれの斬り落された首が刑車の上で一匹の狼と共に、本の長い棒杖に突き刺されて高く掲揚されている図が描かれている）。最後第三の部分は五欄に分かれ各々の欄には詩形で十五行の解説文が記される。この箇所が「人狼」の犯罪、かれにたいする刑事手続および刑罰の顛末を物語るものなのである。⁽⁴⁾

バーベンハイマー一家の犯罪と刑罰を描くビラも右のケルンにおけるものとほぼ同様の構成をとる。第一に冒頭の表題部分、次に図画（これは四欄に分かれる）、最後に左右二欄に分けて述べられる解説文である。ビラの最下段には一行でもつて印刷者の名が掲げられている。表題文と解説文とは活字印刷、図画部分は木版画。しかも木版画は彩色が施こされている。印刷者はアウクスブルク市街東部地区ヤコバーリーフ・ア・シュタット（Jahober-Vorstadt）に住む市民ミヒャエル・マンガー（Michael

Manger) ムル (36×28,2cm, Stadtmuseum München, Graphische Sammlung, M 1320B) カクスト全文は左の如くである。

「一人の男とその妻、かれら夫婦の二人の息子、それらの他の仲間二人、これらよりなる六人の者らが犯せし罪の、それが故に大公の首府ミュンヘンにありて一六〇〇年の七月二十九日にかれら〔六人〕の生命が奪はれて刑死を招く原因となりし罪の、簡略なる物語と描写。これは、悪人には恐怖となりしとして敬度なる人びとには警めとならんと〔諸子の〕眼に入るるものなり。

〔図一〕。一人の（バオルスと完しき）男が悪魔と契約を交わす。

〔図二〕。ミュンヘン市中會前広場において六人にたいし有罪判決が下され、刑が一部執行される。

〔図三〕。二頭立て馬車に分乗させられて有罪者は刑場へ送られる。

六十歳になるかれの妻アンナ・ゲンベルルとてまさしくこの通りなりける。彼女は〔同じく〕一〇〇人の嬰児、〔又〕十九人の老人に魔法を以つて要ひ掛かり、これらを片輪者となし〔或は〕神を認めぬ仕方で殺害したり。八回〔他人の〕地下蔵に潜り込みり。我が手で以つてひとりを謀殺せし事一度、他家に放火したるは二度なりき。四度竈と雷雨を惹き起こしたり。數多の家畜牧草に毒を盛り、損害を与へたる事は屢々たり。これがために、それら〔害を加へられし家畜牧草地〕の都てを数へ

近世ドイツ魔女裁判関係史料二題 (二・完)

六人の斯くも身分低き、又、卑しき者らが老若数多の人にとって不具たらしめ〔或は〕殺害し、〔更に亦〕謀殺したる有様を聞くは、かれらが強盗、窃盗によつて、亦これら以外の事件に

関はりて犯せる他の重き非行・犯罪を別としてあへむ、恐ろしき、かつ又浅ましき事なりき。〔以下に叙するは、これが詳細たり。〕挿、又の名をバッベンハイマーと称したる五十八歳の父親バオルス・ゲンベルルは、唯一人で嬰児一〇〇人、老人十人を身の毛もよだつ魔術を以つて不具たらしめ、〔或は〕卑劣にも殺害したり。又旅館主〔のみならず〕、その他〔諸々の〕人びとの〔家々の〕地下蔵に度々忍び入つて、同処より運び出し得る限りの食糧〔葡萄酒など〕飲料を誰憚からず掠め取りたり。教会強盗を働く事は十回たり。四十四人の人間を自らの手によつて力尽くで謀殺したり。〔罪なき〕人びとの家屋と納屋とに火を放ちたるは、十八回に及ぶ。夜陰に乘じて十四回他家に押し入り、家人から財を奪ひ家人の両限を抉り盲目の身たらしめたり。街道を往来する者の財産を強奪せしは五度に及び、窃取する事は四度なりき。

六十歳になるかれの妻アンナ・ゲンベルルとてまさしくこの通りなりける。彼女は〔同じく〕一〇〇人の嬰児、〔又〕十九人の老人に魔法を以つて要ひ掛かり、これらを片輪者となし〔或は〕神を認めぬ仕方で殺害したり。八回〔他人の〕地下蔵に潜り込みり。我が手で以つてひとりを謀殺せし事一度、他家に放火したるは二度なりき。四度竈と雷雨を惹き起こしたり。數多の家畜牧草に毒を盛り、損害を与へたる事は屢々たり。これがために、それら〔害を加へられし家畜牧草地〕の都てを数へ切る事は、彼女にはなし得ざりし程なりき。

かれら「夫婦」の二人の息子の中、年嵩はグンプレヒトと言ひて二十二歳なり。かれは三十人に登る子供と老人とを魔術によりて死に到らしめたり。十二回地下蔵に忍び入りたり。九回教会を襲ひて略奪を擅にせり。謀殺に及びし事は、二十四回たる。家屋九戸を炎で焼き払い、六回夜間に押し入り人びとの財貨を奪へり。四度街道強盗を働きたり。「街道にありて」強盗以外に、五回窃盜を犯せり。七度雷雨と雹とを招来せり。家畜と牧草とに毒を盛り、これらに損失をもたらせし事は數へ切れぬ程なりき。敬謙なる夫婦衆の中に交はりて、四度破輪非道の婚姻を結ぶを唆かしたり。

かれらのもう一人の息子たる二十一歳のヤーコブ〔注。ミヒエルの間違いか〕は、六十五人の嬰兒と五人の老人を魔法を使つて殺害せり。十回地下蔵に潜りたり。五回教会に押し入つて略奪の罪を犯せり。我が手で三十三人の生命を謀を巡らして奪ひ取り、五度火を放ち、夜陰に紛れ襲撃する事「同じやうに」五度なりき。これとは別に四度「夜に乘じ」窃盜を働き。雹と雷雨とを仕掛けたるは、十度に行き及べる。二十六回家畜と牧草とに毒を盛りたり。

第五番目は、往昔は「下ベイエルン、ドナウ河畔アルトマンショーティン裁判区の小村」テ・テンヴァンクにおいて宿屋を営み居りし者で、名をウールリッヒ・シャルツバウマー〔リシエルツ〕と言ひたる六十八歳の男なり。かれは、子供七十一人と老人三十人を魔術を以つて死に到らしめ、「亦、他家の」地下蔵に忍び

入る事七度たり。三度謀殺の現行犯を犯し、四十回家畜と牧草とに損害を加へたり。

第六番目の男は、「同じく下ベイエルン、ドナウ河畔アーベンスペルク裁判区内」ブルンの出で、ゲオルク・シニメルツルなる名の仕立て屋たりし齢五十歳の男なり。この者は、三十六人の嬰兒と十五人の老人を、魔法を行なひて殺し、六回地下室に潜入し、四度教会強盗を働き二度謀殺を犯したり。二度付け火したり。雹と雷雨を起こすのに手を貸し、牧草を枯死させる事三回に及べり。

合はせて、これら六人の犯罪者は、子供四〇一人、老人八十人を魔術によつて殺害し、五十四回地下蔵に忍び込み、二十八回教会強盗を行なひ、一〇七回謀殺に及び、二十六回火を放ち、二十五回夜間に押し入り、街道強盗は九度営みたり。窃盜を働きたるは、十三度なり。二十一回、雹と雷雨とを惹き起し、数限りなき回数、家畜と牧草とに損害を与へ、「その上に」不義不倫の婚姻に入りたる事は四度に渡つた。

ところで、今、斯く「その名と、その罪とを」述べ來たれる者は、「一六〇〇年五月（五月）に捕縛せられて後首府に送致され、四月初旬來」長期間〔ミニンヒエン市壁〕牢に止め置かれ「て、尋問を被り居り」しが、「その間」如何なる手段によつてかれらの生命を奪ひ刑死を導き得るかにつき長き時間を費し、「天公政府の宫廷間官の間で」協議が交はされ審議がなされたる結果、遂に一六〇〇年七月二十九日となりて「當日最終開廷日が設けられる

に到つて」かれらは「獄舎よりミンヒエン市庁舎前広場へと」引き出され、「ここで右の如く」かれらの犯せる数々の犯罪が「かれらの行なひし自白の調書に基づきて公然」読み上げられる。これはただ簡略なる仕方によりてなされしものなるにも拘はらず、「數々上げられたる犯罪の余りの多さの故に」優に二時間を要した。引き続き、「市庁舎の露台の上より、宮廷書記官の手によつて市庁舎広場の被告人らにたいし有罪の判決文が朗読せられ、この後刑の執行に移りて、最初に附屬刑として、まず刑場に赴く前、当市庁舎広場において」婆女〔アンナ〕の乳房が灼熱の火鉄で切り取られ、「又この切除に因る」出血を止めるため、その胸部が「熱したる鐵によつて」焼かれたり。「切り取られし」乳房は、彼女の、かつ又二人の息子の口邊に三度押し当てられる。「その時刑吏によりて、」斯くも恐ろしき悪事が乳を吸ひ「て育ち」たるは、アンナの「正に」この乳房からなりける、との言葉が「かれらに」投げ付けられた。〔更に、当広場において、或は、郊外の刑場へ曳かれし〕途上にありて、「六人の」各々は、赤く燃えたる鉄で皮膚を六箇所抓まれける。この後、「最後」刑場にあつては、「アンナを除きたる」五人の男は一人余さず、刑車に懸けられて両腕〔肉〕を二回に渡りて削ぎ落される。「次に」統けて「主刑に移つて」、息子〔三人〕と、「父親を除く」他の二人の男とは「縛めて、火刑場の」一本の柱に鉄製の紐帶で以つて繋ぎ止められ、父親〔バオルス〕は「これら四人とは少し離れ、ひとりその」身を棒杖に刺し貫ぬかれ、母親〔アンナ〕は「ど音へば、これ亦彼女ひとり」椅子

に座を宛てがはれ「これに押え付けられて、銘銘斯くの通りの位置で」全員同時に、火に焙められたり。この時、かれらは皆慘様たる「苦悶の」叫声を上げにけり。「先述のやうに」又の名をパン・ハイマーと呼ばれし「父親」バオルス・ゲンベルルの「第三番目の最も」年若き息子「たる十歳のヘンズル」は「獄舎に」囚はれしまま「この日」なほ命を永らへ居りし故に、「刑場に連れて来られ」馬の背に縛られ括り付けられたる姿で、その場所より「目の当たりに父母兄弟の」斯くも慘様たる絶叫と処刑の「有様」を「見せ付けられてなす術なく」眺め居らざるを得ざりき。「斯くして」神は、數度なる人びとの都てが「かのやうに生きながら火に焼き殺される者らと」同類の輩「によりし害悪」から「免れて」その身を護られんとするを、かつ亦、「右に述べられたる諸犯罪と同種の犯罪に取り憑かれたる者らが斯くの如き戦慄すべき見世物を翻に恐怖に陥りてこの事を基に改心を果たし己の深き罪業を認める告白を行なひ非行と袂を分かち罪の償いをなし信仰厚き生活を歩み始めんとするを、望むものとぞ言へり。

アウクスブルクはヤコバ・フォアシュタットのミヒアール・マンガーによりて、印刷される⁽⁸⁾

一六〇〇年七月二十九日のバッベンハイマーとその仲間に執行された刑罰を伝えるビラの本文（解説文）テクストは右の通りである。ついでに参考までに、絵図四鷲場面の中味に多少触

れておく。先ず図一では、バオルスが森の中で悪魔と話を交わしている。悪魔は人間の姿をしているが、頭部は雄山羊の頭。悪魔は右手を上げ左手でバオルスに道を教えているものである。バオルスは右手をあげ悪魔と契約を結ぶ。図一の主図は右のようであるが、図一には副図が背後に二つ附けられている。一つ（左方）には、バオルスが妊娠を押し倒し棍棒でもって撲殺する様子が見え、もう一つの副図（右方）では、二人の男が椅子を使って聖器保管室（Sakristei）に侵入せんとしている。図二は処刑の第一段階を示す。すなわちミンヒン市街中心（市庁舎広場）において、椅子に座らせられたアンナが刑吏によつて両乳房を切り取られており、上半身裸となった二人の被告人が両手を前方で縛られ、刑吏助手がやつとこを火にかかす中を、第一段階の刑罰を受けるべく待機している。周囲を裁判所捕吏、聖職者、町の名士連が取り囲む。背後の建物の一つ屋根付き露台には、二人の糺問官が立ちその中のひとりが判決文（若しくは自白供述書）を手にしてゐる。図三は刑場への途中図。すでに場面は郊外。有罪者たちは二頭立て馬車（黒蓋）一台に分乗し、各々の馬車上には三人の犯罪者（縛られた姿）と二人の聖職者（司祭と聴聞僧）とが座つてゐる。先を行く馬車には官憲が一人同乗。最後第四図には処刑場での主刑の場が描かれている。一人の男が地上に仰むけにされ、大の字にされた上で四肢は地中に打ち込んだ杭に縛り付けられて刑車によつて腕が砕かれている。この車刑の後で有罪者全て火に焼かれる。六人

のうち、四人（男）は上半身裸のまま一本の支柱の周囲に縛られ、他方バオルスは棒代に胴体を下から上へ刺し貫かれており、顔を下に向け息も絶えだえの様子。アンナは椅子に座り、きりとした顔を正面に向けている。紅の火焰が茫茫と立ち、茶と灰色の煙が盛んに吹き上つてゐる。背後右方には、官憲と多数の見物人。これらの前には一頭の馬に一人の少年が騎乗者のうしろに跨がり、処刑の様を見詰めてゐる（M. Kunze, S. 290f.）。

(1) Hans Fehr, Das Recht in Bild, München und Leipzig,

S. 25. (Vgl. ZKG, G. A. Abt. 44 (K. v. Amira))

(2) H. Fehr, a. a. O., S. 92f. (Bild 115), *et cetera* III. Tafelteil,

S. 72, Nr. 115. 金澤訳『王權の歴史』(生活の書叢書)、河出書房新社・一九七六年)五一、一一六頁。

(3) これを本稿は、本稿第1節註(3)にあげたジークリーネ・ヘッケン編『最後の旅路』(一九八四年)一七五頁(Kat. Nr. 198)上

写真版で掲げられたものから得た。後述解説文もここから引用しておいた。総頁数三八八頁のこの書物は一九八四年九月ミンヒン市博物館主催でオーバーバイエルンを舞台に「死と喪」のテーマを扱かれた展示会(Ausstellung im Münchner Stadtmuseum vom 4. Juli bis 9. September 1984. Veranstaltet vom Münchner Stadtmuseum in Verbindung mit dem Diözesanmuseum Freising)に際して開催された。レーナー・リヘルハルト・ゼン・ゼンゼン M. Kunze, Straße ins Feuer, S. 292; [Reinhard Heydenreuter,] Recht, Verfassung und Verwaltung

in Bayern 1505—1946 (Ausstellungskatalog der staatlichen Archive Bayerns, hrsg. v. der Generaldirektion

der Staatlichen Archive Bayerns Schriftleitung: Rudolf M. Kloos, Nr. 13, München 1981, S. 45 (叢書編集部著)

◎「人間の出現」前編へくは參照

(+) 魔女裁判「人間の出現」前編へくは參照

(o) Wolfgang Schild, Alte Gerichtsbarkeit. Vom Gottesurteil bis zum Beginn der modernen Rechtsprechung, München 1980, S. 64, Nr. 114; Ch. Hinckeldey (hrsg.),

Justiz in alter Zeit, a. a. O., S. 23.

(e) „Wahrhaftige vnd Wunderbarlich/Newe zeitung von einen pauren/der sich durch Zauberrey/des tags siben stund zu ainen wolff verwandelt hat/vnd wie er darnach gericht ist worden durch den Colinschen Nachrichter/den Jetzen October Im 1589 Jar“

(+) 収録文書「Soldan/Hippe/Bauer, Geschichte der

Hexenprozesse, II, S. 34—35 参照。魔女裁判の歴史

(o) Kurze Erzählung vnd Fürbildung der vbelthatten/weiche von Sechs personen/als einem Mann/seinem Eheweib /zweyen jter beiden Söhnen/vnd zweyen anderen Jhren Gesellen/begangen/ was massen sie auch/an dem 29. Tag des Monats Julij/in dem 1600.Jar/in der Fürstlichen Hauptstadt München/von dem Leben zum Tod gebracht worden/den Bösen zu einem Schrecken/den Frommen aber zur Wahrung/für die Augen gestellt.

Schrecklich vnd erbärmlich ist es anzuhören/das Sechs so geringe vñ vransehenliche Personen/so vil junger vnd aller Leuth/abgöttisch verzaubert/erkürmt, gefödet/vnd ermordt/ohne andre grosse Sünden vnd

Vbelthatten/die sie mit Raub/Diebstal vnd anderen sachen begangen haben/dan der Vatter Paulus Gämperle sonst Papenheimer genät/seines alters 58. Jar/hat allein Hundert junge Kinder/vñ Zehen alte Leüth/mit gewilicher Zauberrey erkrimbt/vnd erbärmlich vngeschreibt: Ist auch vilmalenden Wirtten vnd andern Leüthen in die Keller gefahren/vnd da von Speiß vnd Trancck/was er bekönnen/ohne schuch genönen : Zehen Kirchenraub begangen: Viertzig vnd Vier Personen gwallthätig mit eigener Hand ermordet : Achtundsechzig den Leüthen Hauß vnd Stüdel angezündt : Zu Vierzehnmalen nüchlicher weil in die Häuser gefallen/die Leüth beraubt vnd geblindert :

Zum Fünftennal die Leuth/auff den Strassen beraubt/

vnd Vier andere Diebstal begangen.

Ebner massen hat sein Weib/Anna Gümperlein/so 60 Jar alt/ain hundert junger Kinder/vnd Neintzehn alte Menschen/mit Zauberey angriffen/ertrümbt vnd Gottlosser weill getödet : Ist Achtmalen in die Keller gefahren

/mit eigner Hand einen Mord verbracht : Zweymalen anderter Häuser in Brand g:steckt : Vier Hagel vnd Schaur gemacht/deß Vich so vil/vn die Weyd so oft vergift vn verderbt/dz sic es nit alles hat zelen konden.

Der älter Jr beeder Sohn/Gumprecht genant/von 22.

Jaren/hat dreissig Kindern/vnd alten Leüthen/mit Zauberey den Tod verurtsacht : Ist zu Zwölfmalen in die Keller gefahren : Die Kirchen neunmalen angriffen vnd beraubt : Zweintzig vnd vier Nord begangen : Neün Häuser mit Fewr angesteckt : Sechs malein nächtlicher weyl eingefallen/vnd die Leith beraubt : Zum Vierdennal StraBrauberry gegeben : Fünff andere Diebstall verbracht : Siben Schaur vnd Hägel gemacht : Vnzählich vil Vich vnd Weyden vergift vnd verdröbt : Vnder frommen Eheleithen/zum Vierdennal böse Ehen angerichtet.

Der ander Jr Sohn Jacob von 21. Jaren/hat fünff vnd sechzig junge Kinder/vnd fünff alte Leith mit Zauberey hingerichtet : Ist Zehnmal in die Keller gefahren: fünf Kirchenraub begangen : Drey vnd dreyssig Personen

mit eigner Hand/mörderischer weiß vmb jr Leben gebraucht : fünftmalen fowr eingetlegt : fünf nächtliche Einfäll gethon/Vier andere Diebstall begangen: Zehn Hägel vnd Schaur gemücht : Sechs vnd zweintzigmal Vich vnd Weyden vergift.

Die fünfte Person ist gewesen/Ein Wirt von Dettenwang/Vlrich Schatzhawr 68. Jar seines aulters/der hat ain vnd Sibenzig Kinder/vnd Dreissig alte Menschen mit Zauberey hingericht : Ist zum Sibundenmal in die Keller gefahre : Drey handtlüttige Mord begangen : vnd Viertzimal Vich vnd Weyd verdröbt.

Die Sechste Person ist gewesen ein Schneider/Georg Schmölzel genunt/von Brunn/seines aulters fünfzig Jar/hat Sechs vnd dreyssig junge Kinder/vn fünftzehn alte Leüth mit Zauberey getödet : Sechsmalen in die Keller gefahren : Viermalen Kirchenraub/vnd Zwey Mord geholthon : Zweymalen gebrandt : zu Hagel vil Schaur geholffen/vnd zu Drymmalen die Weyd verdröbt.

Haben also disc Sechs Malefizische Personen/in einer Summa Vier hundert vnd ain Kind/fünf vñ Achtzig alter Leüth/mit Zauberey hingerichtet : Vier vnd fünftzig mal in die Keller gefahren : Acht vnd zweintzig Kirchenraub vnd Ain hundert vnd Siben Mord begangen : Sechs vnd zweintzigmal gebrandt : fünff vnd zweintzigmal Nächtlicher weil eingefallen : Neümalen StraBrau-

brey getrieben: Dreyzehnmal Dietstall verbrach: Ain vnd zweintig Hagel vnd Schaur gemacht: Vnzählich vil maten Vich vnd wycl verderbt/vnd Vier bose Ehen gemacht.

Als nun jetzl ermelle Personē lange Zeit gefange gelegen/vn lang darüber disputiert vnd berathschlagt warden/mit was Tod sie von dem Leben möchten gebracht werden/hat man sie endlich an dem 29. Tag des Monats Julij des 1600. Jars fürgefahrt/Ihr Verbrechen

nur Summarischer weiß verlesen/vnnd dannoch über die two Stund damit zugebracht/Volgends der rawen Brüst abgeschnitten/mit heissen Eysen/vnib das Blät zustellen/gebrandt/Ir wie auch den zweyen Söhnen/die Brüst dreymalen vnb das Maul geschlagen/vnd gesagt worden/auß disen Brüsten haben Ir solche abschewliche Babenstück gesogen. Am außführen seind Jedem sechs Zwick mit glienden Zungen gegeben/nachmalen bey der Richtstatt/den fünf Mäns personen/jedem die beebe Armb Zweymal mit dem Rand abgestossen/terner seind die Söhn/vnd die andere zwey Man/zu Säulen mit eyserin Gurtten angeschmidt/der Vatter aber gespißt/die Mütter in einen Sessel gesetzt/vnd alle sumetlich mit jämmerlichem Geschrey/verbrant worden. Vom Paul Giimperte sonst Pappheimer genent/ein junger Sohn so noch bey Leben in verhaftt lag/musste also solchem jämmer-

lichem Geschrey vnd hinrichten gefangen vnd gebunden/ auf einem Roß zuschen. Gott wölle alle fromme Leith vor der gleichen Gesellen bewahren/vnd die/so mit gleichem vhelthatten behafftet seind/mit diesem gewlichē Schwagspiegel erschrocken/daß sie sich bekahren/retter Buß abstehen/vnd ein frömmers Leben anfangen.

Gedruckt zu Augspurg/bey Michael Manger/in Jacober Vorstadt.

六二の䷁——「こやに體に添えれば」のようない私人の手で作られた瓦版以外に、一六〇〇年七月二十九日の処刑事件については政府筋による羅列語文の記録が残っている——に附された右の四角の絵図のうち、近世ドイツ魔女裁判関係史料の紹介を試みる本稿の課題にとって興味を惹くのは間うまでもなく最初の絵図である。悪魔と契約を交わした男はこれによつて妖術使い（魔術使い・魔女）となる。絵図（左方）に描かれた妊娠殺しが直接こうした妖術使いの仕業であつたことはテクストによるものから分かる。せだしこタヌメは書う「嬰兒殺し」。「子供殺し」は「胎兒殺し」をも含んだであらうから。（なお、妖術使い殺しの語彙については後述「子供の手」魔術のいのちを奪ひるる如く、焼けたやつをもつて皮膚をつぶされたり、串刺し刑を科せられたり、また生みながら火に焼かれたりす

るなどの酷刑に会うのは、妖術使いにたいし多く用いられた刑罰によつた。図一副図（右方）の「教会窃盜」も判決文の趣旨に即せば禮神行為の故に魔女術に由来する犯罪であつた。しかし同時に、教会窃盜は窃盜の特別態様としてそれ自体として考へて見る必要がある。と言うのは、この種の「秘密犯罪」は流浪者・乞食（「有害なる人間 (schädliche Leute)」）に屢々負わされた嫌疑であったからである。」の問題については後項七を参照。

さて、窃盜犯「ガインドル」が処刑前アーベンスベルクニアルトマンシュタイン裁判所の官憲の面前で行なつた申し立て（「姉妹七人を殺害するのに鋸掛屋の懲罰どもが手を貸した」）によって官憲の捜索を受け逮捕されたバッベンハイマーの家族にたいする裁判が魔女裁判たる様相を帶びていたのは、主席糺問官の任に就いたヨハン・シモン・ヴァンゲーレック宮廷顧問官による最初の尋問、すなわちヘンズル・ゲンペルへの一六〇〇年四月十七日の第一回尋問そのものからすでに分かる。と言うのは、取調べのために糺問官が事前に作製した尋問項目表（Interviewtorium）（全四十一箇条）第三十一番目の項目は次のように述べられていたからである。「かれ〔ヘンズル〕はかれら〔ヘンズルの兄二人〕のもとに子供の手を見つけなかつたか。かれの兄たちはこれを何处に隠し持つていたか。」この第三十一尋問項目には、「ハッセンハイマーの裁判の全体が魔女裁判 (Hexenprozeß) に変転する萌芽となつたものなのである（タンツ）」。

ここに「子供の手」（Kindeshändel）またはヘンズルの供述によれば、魔法魔術（Zauberei）に用ひられる道具で、胎児もしくは洗礼前の小兒——とくに男児——の手を斬り落し、これを火で焼き揚いて粉末となしたもの。これを粉薬として街道に撒くとそれを踏む者は病に陥る。逆に粉薬の製造者自らがこれを食するときは病を得る代わりに自律心・自制心を失なつて殺人者と化する。他方「子供の手」の粉薬もしくは「子供の手」そのものの所持は、その所持者の犯罪を官憲の追跡から護る効能を与えた。糺問官が尋問項目表の第三十一番目の質問のもとに抱いていた「子供の手」魔法魔術の観念が何に由来する——民間に行なわれた全くの俗信から来るのか糺問官の妄想に過ぎないか魔法学者の教説に基づくものか——は詳らかになし得ない。これはともかく、ピラのテクストにあげられている「子供殺し」「嬰児殺し」および絵図一の副図（左方）における「妊娠婦殺し」がこの「子供の手」魔術に必要な胎児・小兒の手を入手することに關わるものだったことは疑いなかろう。

では、何故「子供の手」の粉薬を道具とした魔法魔術が魔女魔術（Hexerei）とされたのか。パオルスの自白によると、それは粉薬を使用するときに悪魔を喚び出すからなのである。粉薬そのものだけでは何事もなし得ない。「子供の手」魔術は悪魔の召喚によって始めてその效能——人間・家畜・作物に危害を与える——を持つ。」のよう「子供の手」魔術はいわゆる降魔の妖術と結び付いていたのである。しかも悪魔の呼び出しと

は悪魔との契約を意味した。悪魔の助力を得ることで始めて魔法魔術を行ない得た。魔法魔術を行使するため悪魔と契約を結んだ者が魔女となる。こうしてパオルスの供述をもつて、バッベンハイマー裁判の中に「悪魔」・「魔女」・「悪魔との契約」の諸観念が持ち込まれた。とくにアンナ・ゲンベルにたいする取調べはこのような魔女術を巡る尋問に終始した。⁽⁷⁾

「子供の手」魔術が悪魔呼び出しを通して魔女術に転化すると云う右のような観念の土台となっていたのが既述ヴィルムヘルム大公一五九〇年九月二十四日附訓令が述べるものであった。訓令の中で、すべての魔法魔術が魔女術と位置づけられ、たとえ魔法が無害のもの、否有益な魔法であろうとも（白魔術）全て魔女魔術と極めつけられて、悪魔と人間との間の契約（Teufelsabkommen）⁽⁸⁾が存するものとされたのである。有害なる魔法については語るまでもない。このような訓令の基本観念に基づくと、「子供の手」の魔女魔術を巡ってバッベンハイマーの家族が行なった供述は、基本的に、中央政府・糾問官が當時魔法・魔女について抱いた信念——別の言葉で言えば恐怖——に添つたものであったと言えよう。言い換えれば、被糾問者は魔女魔術に関しては訴追委員の欲するところのものを供述せねばならなかつた。尋問は糾問官の求めるものが得られるまで統けられた⁽⁹⁾。ここで拷問が大きな働きをしたのは言うまでもない。以上の意味では魔女狩りは「官僚制」による、無実の人々の大量虐殺の最高の一例」、「ステレオタイプを作りあげる人間の想像

力のものす」との一例なのである。確かにミニンヒニン中央政府は被糾問者が魔女魔術と魔女魔術との契約と漬神に問われた点で、魔女裁判であったことになる。糾問官にとって、魔女魔術は、窃盜とくに教会窃盜・街道強盗・放火・謀殺などと全く同じように実在するものと信じられていた。古く十三世紀以来教会裁判所において審理の対象となっていた魔女妄想（Wahn）は十六世紀以来正規に世俗裁判所において取り扱われるに到り、これによつてそれは罪過（Sünde）——魂の——境域を超えて、社会にたいする犯罪（Verbrechen）⁽¹⁰⁾となつた。このようにして世俗的犯罪として成立した魔女犯罪は理論的に既述の如く「例外犯罪」（むしくは「非常犯罪（crimina extraordinaria）」）と位置づけられて、他の特別犯罪、すなわち右述窃盜（教会窃盜を含む）・街道強盗・放火・謀殺などと同範疇の犯行と（否、これら窃盜以下の諸犯罪は悉く魔女罪の所産たる犯罪とすら）見なされた。かくの如き「例外犯罪」の特質は次のことにあつた。すなわち（カラリナが定める如き）被告人の手続法的保護に関する諸規定が

もはや顧慮されず、特に自白を得るための強制——拷問——は、これを用いる場合に必要とされた前提の存否問題に煩われる」となく行使し得る。

就中魔女罪に限って言えば、拷問は、官憲が被糺問者の中に巢く悪魔そのものと闘うのに必要な手段とされた。ふたうのは、被糺問者が沈黙したまま自白をせず、あるいはかれが糺問官の望むような供述を行なわないのは、被糺問者自身の意思に依るのでなく、悪魔が被糺問官の身体に宿つたためこれによりて被糺問者は官憲にたいする抵抗力を受けられたものと考えられたからである。したがつて、被糺問者を従順ならしめるには、悪魔を退散させねばならない。拷問はこのために使用されるべき装置であつた。因みに糺問官による尋問が常に先ずみてクリストを喰び出すことによって始まり、更に聖書が皇帝法とくにカロリナと併んで、魔女裁判における法源として援用されたのも、拷問が悪魔追放のための道具と見なされたことに根本思想を一にする。すなわち何が法・不法であるかは依然神の意思によるところであった。この意味では、バッハハイマー裁判に携わった糺問官を始め、1600年時代の法律家たるは、世俗的法概念(profanes Rechtsverständnis) と未知のゆきやあつた(クンツ¹⁶)。

(16) M. Kunze, Der Prozeß Puppenheimer, S. 288f. いの事生をばやの私人の手ひだめ糺問文書)へハカリテ本稿紹介の

刷り物以外に、詩形風の書類——原本は七枚。一八七九年出版の一文獻に引用され、その上に「當然お思ふのみ」

レジノ (S. 288f., 293f.)。

(17) 「妖術復讐」の意味にしてせ、パティ・ペリー (Jean Parlerie) と「呪術」(magie) の相違に関連して次の如く述べるべしらを参照。「呪術は悪魔の軍勢」命令を与える術だが、呪術は同じ軍勢に命令を出すものと見る術だ。呪術師は大神祕の奥義に通じてゐるが、呪術師は小神祕しか知らない。呪術師は師匠で、呪術師は弟子だ』。

(18) バオルス以下六名にたゞする判決文には被告人の犯した数々の犯罪が列挙されてゐるが、判決文はそれを大約一一段に分けて述べる。ヤの前段は次の通り (M. Kunze, n. a. O., S. 272)。“...das Sie [=Sechs Personen] darzue noch soviel Jungvind alte Personen mit jen Hoch verdampften Teufelischen Salben vnbgebracht vnd erkrimpt. Hagl vnd Schaur Zuegericht, das Vich, vnd darzue die waaid ver. gifti, in die Keller vnd sonst zu Jhren Unholden Tanzen vnd andern Gottlosen Teufelschen Zustand gannz Tyrannischer vnmenschlicher weib geumehrt”

は由来し魔術体と謂ふる思想だ。」(1) 今之魔術體魔術家が根
本からしてゐる事実又は右の體裁い次の如く説く。」(2) 『總
論』である。

„Item vnd noch über dß alles vil namhaftre fürsez-
liche gannz mutwillige Mordt vnd Prandt begangen,
Auch die Leith Nächtlicher weil gewalt vnd Mordtäti.
ger weiß mernalten überfallen, Vnchristlich mit brennen
vnd aufziechen dise tractiert auf den Strassen vnd son-

sten merkliche Raubreyen vnd dichtstal begangen, we-
iche vnerhörte zumal auch gannz unchristliche greüliche
vnd abscheuliche Hoch verbotne gar verdamte vnd
sträßliche thäten, Laster vnd greil, so nit bald bey
einigen Menschen alle Zumal sein erfunden worden“
リリヤン、魔女術は區わりを持てば。

(→) 右註 (一) 該当本文で触れた公式記録が次のようである。
イマーの諸犯罪を記してあるが、『Non enim solum
latrociniis, sacrilegiis, torti, incendiarii, rapinae, sed etiam
veneficii et omnium pene criminum rei inventi sunt。』(3)

リドゼ、教宗黙特魯密強 (sacerlegium) は詛罵、毀謗、放火、
強盗と併記され、魔女術 (veneficium) はりねむに対置されて
るのに注意。

(1) M. Kunze, a. a. O., S. 121.

(2) 「十惡の手」の粉薬を一種の毒薬と見れば、アメリカの推理作
家ジム・ディクソン・カーが『火刑法庭』(小倉多加志訳、ヘ
ヤカワ・ムスティリ文庫) 1回1頁以下で次のように述べるが、

「ドゥルザルスの」「胸に苦心精謀の駆使は魔術の一端も見なれ
でいたるや、「不死の人間」を信じる風潮の起源をもつてゐるの
困難ではない。〈媚薬〉とか〈憎悪の魔術〉とも魔術の一種と
見られていたので、毒殺者はそれを隠れみるとして毒殺を行なつ
た——したがつて、無害な媚薬を与えることわざ、ヨーロッパでは
処罰の対象とされたのである。中世におこなはれた異教と同一視され
た」(大正十五年にさへ「かだいギヨーム」に著して)。毒殺事件の
裁判は、事實上魔術に対する裁判であった。』

(一) M. Kunze, a. a. O., S. 128ff.

(2) M. Kunze, a. a. O., S. 184(Ann. 69, 74), 204(166). なお
「真の妖術師と悪しき妖術師の同時存在と前者より後者の移行
の問題」(2) にて、E. ハニロトニラード・モラー「歴史家の領域
—歴史学と人類学の交錯—」(1) (高橋久蔵)『昭和』七二八
(一九八五) 五三頁以下参照。

(3) M. Kunze, a. a. O., S. 229. 更に共犯者の供述が相互に一致
おねがひなかつた(a. a. O., S. 230(Ann. 152), 131)。*
た被告人の供述は魔術等者——魔術者、チカルホの奴隸——の
教説への合意せねがたぬ。 (a. a. O., 155, 196)* 告聞(次註
(2)) を伴ないたのような範囲形式の手續は犯罪證明手段とし
ては結局役に立たなかつた。バッベンハイマー流浪者家族を处罚
したことが果たして正当であったが、バオルスたちは眞実有罪で
あつたのか、それとも無罪だったのか、自己したような魔女魔術
が実際に存在するのだが、バオルス一家は信じていたのか、かれら放
浪者は謀殺、強盗、放火、窃盜などを本当に犯したのか、これらの
疑問についてベックンハイマーの供述録(取書は今日に至るまで

何の明かさず黙認したままだからである (S. 22, 295)。なお、K・セリックマン・平田寛記『魔女——その歴史と正体——』(一九六一・平凡社)二六〇頁下段における左の記事を参照。「これらの魔女の集会は、どうい目的をもつていたのだらうか。まだ、その場合どういう儀式が行なわれたのだらうか。かなり多くの人たちば、妖術師たちが神秘的にはのめかしていいるこの宴会を、たしかにおつかなかびっくりしながら、知りたがっていた。われわれは魔女の告白を基にして、その多くの細目を再現することができる。けれども、その心ねむが、じつさにおりただこと一致するかどうかは、確信ししく。なぜなら、拷問をうけながらでは、魔女たちは、裁判官の詮諭どおりのことしか白状しなかつたからである」。

(2) M. Kunze, a. a. O., S. 21(Ann. 138), « ハムンハイマーが逮捕の憂き目に会ったのは告発とがれのが子でから彼でいた悪評とによつていた。尋問手続において拷問が行使されたのは全く同じこの懲罰に基づいていた (a. a. O., S. 217)。他に如何なる懲罰も存してしなかつた。」(i)では、「拷問のたまには、犯行そのものの具体的な徵表が予め存することを必要とするところカロリナの微表理論 (若草根義治「中世後期・近世初期刑事手続における自白の一問題——ケルト・クライン・ハイアーの命題をめぐって」)『熊本法學』四十九号 (一九六八) 一二四頁注(98)参照) は顧慮の外にあつた。当時の法学者・裁判官はといでイロイロであつた。「罪體」(„corpus delicti“)の理論はセリックマンは維持されでしなじ「罪體」(„corpus“)は左の通りやあつた (a. a. O., 213, 223 Ann. 101)。西江は犯行「行為者」の存在を証明する。しかし自白が証

明しめるせりふのみであつて、犯行「行為」そのものの存在 („constare de delicto“) は明白によつては証明できない。すなはち、由白を「行為」の存在證明に代えることは不可能である。「犯行」が見出されたときより始めて「犯人」が検索されるべきである („Pente de delicto constare delictante capturam“)。拷問事例で最も痛ましかったのはクロスター＝ニラー一家族の場合であつた (S. v. Ritter, Geschichte der Hexenprozesse, S. 190ff.)。かれひにたゞする拷問は、札問官がハムンハイマーたわから拷問を手段に取得した告発による容疑に基いていた。クロスター＝ニラー親子の捕縛・拷問は他のどのような容疑にも根拠を置いていたなかつた。告発は例えば次のような類のものであった。仕立屋シュメルツルの証言「チャーテンヴァンクのクロスター＝ニラ夫人は彼女の家で雷雨を起した」アウグスティン・ペウアへの供述「クロスター＝ニラ夫人はわたしを誘惑した」(M. Kunze, a. a. O., S. 219(Ann. 87, 88))。いずれにせよ以上の多くの拷問を可能にさせたのが、(i)ハムンハイマー裁判の対象となつていたのが「例外犯罪」・「非常犯罪」(後述)であつたことによっていた (a. a. O., S. 228)。

他方、拷問と魔女犯罪との関連 (別言すれば「拷問が魔女犯罪を作つた」のか) の問題は具体的な魔女裁判研究の一課題とはならぬ。この関連性は否定されるのが今日一般のようである。例えば G. Schornmann, Hexenprozesse in Deutschland, S. 124. 同じくこの方向から、辯論の問題を詳細に論じたのが周知のようになつたカーター・ローバー「十六、十七世紀におけるヨーロッパの魔女熱狂」前掲書一六三頁以下である。「魔女信仰なるものが自身

の発明により自分自身を説得する範囲外のアナティシズムが想定された以外のなんの根拠もないと考えてしがいはないものであろうか。

これは信じ難いといふのである。問題は「魔女裁判である」（一六七頁）。なお、以上に脚注（二）次註（1）を参照。

- (11) ハーマン・コーン著山本通訳『魔女狩りの社会史——ヨーロッパの内なる魔女』（一九六三・岩波新書）三三三頁によると、「魔女とは何であるか」という問題には二つある。一つは「魔女とは何であるか」という問題だ。二つめは「魔女とは何でないか」という問題だ。つまり異なった観念があり、「魔女とは何でないか」超自然的な方法でその魔人たるに害を与える人々へ向ける農民的觀念（三三四八頁上段）。他は「魔女とは云うわけ、魔王にならじて組織されし魔女」（三三三頁）と見る當局者（司教、審問官、世俗の役人、法律家）の觀念（三三四九頁）。大規模な魔女狩りを生み出したのは「サバトの実在とサバトの夜間飛行の実在を信じるようになった場所と時期」の當局者であり、そしてサバトに関する「よきな確信は、塔問の使用を含む異様審問形式の訴訟手続に依拠して」た（三三五〇頁）。
- (12) M. Kunze, a. a. O., S. 226.
- (13) M. Kunze, a. a. O., S. 194.
- (14) M. Kunze, a. a. O., S. 143(Ann. 70), 168, 197(Ann. 125).
- (15) M. Kunze, a. a. O., S. 174.
- (16) M. Kunze, a. a. O., S. 152(Ann. 151).
- (17) M. Kunze, a. a. O., S. 243ff. 「魔女は魔魔と同調を結んでいるばかりでなく、魔魔は魔魔から魔魔の魔女たちを守る」と考へられていた。塔問の目的は、そのような魔魔の繩縛を打ち

べたハーマン・コーン著山本通訳、三三三頁上

缺。

- (18) 古いのものは既に失ったのが周知のことである。Hans Fehr, Gottesurteil und Folter. Eine Studie zur Dämonologie des Mittelalters und der neuern Zeit, in: Festeschrift f. R. Stummer, Leipzig und Berlin 1926, S. 231—54, insb. S. 246ff. やあいだ。たゞ、ハーマン・コーンはトーネル所蔵の一般的魔魔記述の一部を譲り受けた（M. Kunze, a. a. O., S. 251, Ann. 271）。

- (19) M. Kunze, a. a. O., S. 171.

- (20) 「裁判の一ひいが、神の權力と魔魔の權力とのあいだの闘争やあいだ」（ハーマン・コーン前掲書三三五三頁上段）。このように塔問適用にひいて見られる一つのシナリオが存する。塔問によって自己をした魔女には「罪を消め、救済をかわるチャンス」がある一方で、「神が、無実の人々には、これらなどの塔問を与えるべきである」と考えられるよくな力を与える」と考えられていたが、それが「神が与えるよくな力を与える」と考えられるよくな力である（前掲書三三五三頁）。塔問適用の「ハーマン・コーンの考案」によれば、塔問は虚偽の供述を説得する手段である（Vgl. M. Kunze, a. a. O., S. 238(Ann. 208)）。

- (21) M. Kunze, a. a. O., S. 170(Ann. 10).

- 七 “ハーマン・コーンは「ハーマン・コーン塔問」（一九八一）「あやがわ」において、ハーマン・コーン裁判は本来は魔女裁判ではなく、むしろ、リーダーベイブルンの一流浪者家族

の（魔女罪をも一つに含んだ）様々な犯罪を対象とした大がかりな「異世物裁判」（Schauprozeß）と見通した。バッベンハイマー一家の裁判が厳密な意味では魔女裁判には該当しなかったとするのはすでに古くシグムント・フォン・リーゼラー『バイエルンにおける魔女裁判』（一八九六）が指摘するところであった。クンツェは更にすんでこの裁判の性格を次のように規定したのである（同著「あとがき」）。

バッベンハイマーとその仲間の裁判とは、街道以外に家を持った犯罪者（街道犯罪者 Straubenverbrecherum）の断罪を意味していた。村と村とを結び町と町を繋ぐ街道の上で暗中飛躍する秘密犯罪者として確たる証拠を残さぬために容易に捕捉し得る犯罪者、かくの如き「ラント」として有害な人間（Unschädliche Leute）を処罰するための「身替り」（Selbstvertretung）となつたのがわがバッベンハイマーの流浪者家族であった。官憲にとってパオルス・ゲンベルル、その家族、その仲間とは、かれらの中に「街道犯罪」そのものが「擬人化」（personifizieren）されている存在に他ならなかつた。ゲンベルル一家の犯罪、およびかれらに向けられた刑事手続は、他の未だ拘引され得ぬ同類の「有害な人間」の犯罪、亦かれらに向けられる手続の「範例」（Exempel）たる意義を担わされた。（パオルスらに宣告された判決、かれらに科された殘忍な处罚も同じ性格を担つていただ。）したがつて、バッベンハイマーの一家が「範例」であるならば、できる限りこれに多くの犯罪を帰せしめ得れば得るほ

ど、それだけ確實に同類「街道犯罪者」の行動を牽制し得ることになる。⁽³⁾これを要するに、バッベンハイマー裁判における根本的思想は、未だ官憲の網にからぬ百鬼夜行の「ラント」とて有害な人間の群れを「威嚇する」と（Abschreckung）にあり、このような同類にたいする見せしめのために、パオルスとその家族を効果的に葬り去ることにあつた。このために糺問官は、偶々遙よく捕捉し得た放浪者家族——したがつて、特にバッベンハイマー一家でなければならぬわけではなかつた——を、後々に到るまで全ラントで広く評判となる程度に「模範的」に（exemplarisch）処罰する必要があつた。

バッベンハイマー裁判が「範例」裁判であつたことはビラのテクスト結文が示す通りである。「神は、敬虔なる人びとの都てが、同類の輩からその身を護られんとするを、かつ亦、同種の犯罪に取り憑かれたる者らが斯くの如き戦慄すべき見世物を嘲に恐怖に陥りてこの事を基に改心を果たし……信仰厚き生活を歩み始めんとするを望むものとぞ言へり」⁽⁵⁾ここには裁判の目的ないし本旨が、バッベンハイマー裁判を「実例」にして、（一般の人びとではなくて、むしろ）バッベンハイマーと「同類の輩」（gleichen Gesetzten）がバッベンハイマーが行なつたと「同種の犯罪」（gleichen Verstößen）に走るのを制止することにあつた点がいみじくも言い表わされている。そして「同類の輩」とは「流浪者」（放浪の「賤民」・「下層民」）であり、街道を徘徊し町・村・定住者（市民・農民）に危険をもたらす「ラント

にとつて有害な人間」であった。バッベンハイマー裁判が目差したところは、バオルスやその家族、その幾人かの仲間と言つた個々の犯罪者を領邦から葬り去ることだけに止まらず、いわば一個の職業身分を形成した「有害な人間」そのものの駆除にあつたのである。⁽⁶⁾ われわれのビラのひとつの意義は、バッベンハイマーにたいする裁判がこのよだな職業身分にある者の处罚を意図した「実例」裁判であったことを教えてくれているところに存する。

ところで、ビラでは、バッベンハイマー家族・仲間の犯罪は魔女術に由来するものと、魔女術に由来せぬものとに分けられている。例えば、バオルスの場合をとれば、同じく謀殺でも、前段の「嬰兒一〇〇人、老人十人を身の毛もよだつ魔術を以つて(mit gewilcher Zauberey)不具たらしめ、卑劣にも殺害したり」と、後段の「四十四人の人間を自らの手によつて力尽くで謀殺したり」とでは事情は異なる。後者は魔術の力に頼らず「自らの手によつて(mit eigner Hand)」なされた、秘密犯罪としての殺人である。バオルスの他の犯罪、すなわち地下室潜入、教会強盗(教会窃盜、を含む)、放火、夜間の押込み、街道襲撃、路上窃盗などはほぼ全て秘密犯罪——不名誉犯罪・破廉恥犯罪——に属した。これらの秘密犯罪については、バオルス以外の有罪者についても状況は大略同様である。他方魔女術による犯罪としては身体毀傷や謀殺以外には、「春・雷雨を起こし家畜・牧草に毒を盛る行為があげられている。⁽⁸⁾

ビラにその回数を仰仰しく掲げられた秘密犯罪が、魔女犯罪と共に、「例外犯罪」・「非常犯罪」と位置づけられ、被告人は殆んど無制約な拷問の適用に晒されたのは、それら両罪が直接國家を脅かす性格の犯罪であり官憲がその鎮圧にとりわけ強い関心を抱いていたことによつた。⁽⁹⁾ ビラ結文「神は……望むものとぞ言へり」の表現は魔女犯罪・秘密犯罪が神の行為を意味したこと暗示している。他方では一六〇〇年時代バイエルンの官憲においては次のようなチーザが妥当していた。

「神を冒瀆せんとする者は同時に神の世俗代理人たる公を蔑する」とのチーザがこれである。領邦国家はこの観点から両犯罪を国家にたいする反逆と捉え、これの断罪に力を注いだ。

さて問題となるのは、バッベンハイマーが闊わった魔女犯罪と秘密犯罪とが如何なる関係にあつたかである。この点に関してはクンツニの所論は必ずしも明瞭とは言い難い。すなわち著者は一方で(a)次のように述べている。「官憲は、魔女の鎮圧を、徹頭徹尾〔換言すれば第一義的には〕、国家によつて行なわれる異端者にたいする迫害(staatliche Ketzerverfolgung)と捉えており、[これに反し]「有害な人間」からの防御(Abwehr "schädlicher Leute")」としては第二義的にしか考えてはいなかつた。⁽¹⁰⁾ これによると、「異端者」と「有害な人間」とが分けられ、前者のもとに「魔女」が理解せられている。これを逆から言えば、著者は「有害な人間」を魔女犯罪者とは別の秘密犯罪者と捉えようとしており、そして更に既述紹介の通り、バッベ

目論んだ裁判——しかも「実例」裁判——と特徴づけようとしている。クンツェはバッベンハイマーが関わった犯罪としては第一義的に秘密犯罪（換算すれば街道犯罪）を考えた。

他方で（b）クンツェは以下のようにも言う。「〔一六〇〇年七月二十九日の〕判決文〔の内容〕は、尋問記録書から推測できる次のことを裏づけている。魔女魔術の犯罪は他のあらゆる犯罪——たとえこれが戦慄すべき謀殺放火であろうと幾百と犯された謀殺であろうとも——を圧倒した。すなわちこれらの諸犯罪よりもはるかに、較べようもない程いまわしい、かつ最も重い罪は悪魔との盟約（Teufelsbund）の中にあつたのである。『悪魔』と交渉を持つ者が他の最もいまわしき行為をも犯すということは殆んど公然自明のことであつた」。（二）では、バッベンハイマー家族の犯罪の中核は魔女犯罪に置かれていることが分かる。

右の（a）・（b）両命題の関係はどのように考えればよいのか。これについてはクンツェが、（b）に引用した文章に統けて次の如く指摘するところが参考される。すなわちバッベンハイマー裁判にとって「特有なことは、バッベンハイマーにたいする判決の核をなしたこのような〔魔女魔術による〕犯罪については、この放浪者家族が嫌疑を被つた他のすべての犯罪の場合とは異なって、〔断罪のための〕確たる法的根拠が何ら存在しなかつた点にあると思われる。「しかし紀元前」当時の法学者た

ちは明らかにこのようには考えなかつた。そうでなければ、判決文が選りに選つて魔女魔術を主犯罪と位置づけこれに頼るようなことはしなかつたであらう。クンツェのこの文章は重要なようである。判決起草者はバッベンハイマーについて魔女犯罪の決め手がないにも拘わらずこれが存すると装つたと著者は見ていくようである。こうとするど、このところは、マリア・ホルの解放においてネルドリンゲン市当局が「寛容と慈悲心を装つた」のを思い起させるし、一層大事な点は、バッベンハイマー裁判を魔女裁判ではなく、街道犯罪者の鎮压を目差したものとクンツェが主張する根拠は裁判当局の正にこのようない「装い」に求められていることである。すなわち、バッベンハイマー裁判は実際に、街道路を根城とし流浪する者の秘密犯罪を处罚せんとするものであつたにも拘わらず、官憲・法学者の思惑はそれを魔女犯罪にたいする裁判へと仕立て上げた。右記（a）（b）両命題間の関係、延いてはバッベンハイマーが関わった魔女犯罪と秘密犯罪との関係はクンツェによれば以上の如くであつたと思われる。

裁判当局者のこのような思想は、アウクスブルク市民ミヒヤニル・マンガードが印刷せるビラの附図、とくに図一（しかも主図）に表明されているものもある。ここでは、悪魔との契約——魔女犯罪——がテーマとなって前景に飛び出している。バッベンハイマー裁判において漸く魔女迫害の開花期を迎えた魔女が広く人の口に登るに到つた時代にあつては、観衆の興味を喚起す

べく附記せられる絵図において魔女犯罪を主題として前面に押し立てる」とは、非定住者・街道流浪者なるの有害性を一層際立たせ、人びと——とりたてて対象となるのはバッハハイマーと「同類の輩」——に強く印象づける上にすぐれて効果があつたであろうし、それはまた司法にとっても頗うところであつたであろう。われわれのどうのもう一つの意義はこの辺のところにあるであろう。⁽¹³⁾

ただ最後に、クンツニがバッベンハイマー裁判に与えた特徴について、積極的に論議が十分なされてゐるかは必ずしも自明ではない。著者はオットー・フォン・シーリングガーの研究⁽¹⁴⁾八九五を引き、バッベンハイマーの放浪者家族を職業的犯罪者（常習犯人）たる「ラントはとつて有害な人間」に算え入れた。そしてこれにたいしては伝統的に「即決手続」（kurzer Prozeß）が適用されたことも認める。「有害な人間」の断罪手続は大公領バイエルンにおいてはいわゆる「七人による宣誓手続」の形態をとつて二十八年七月六日バイエルン・ラント平和令に始めて出現した。⁽¹⁵⁾「ラントはとつて有害な人間」にたいする刑事裁判——ここには論じておらず——でもなく拷問手続は問題となつていなかつた——が十六世紀末葉に到るまでに如何なる発展・変容を遂げ、バッベンハイマー裁判の糾問手続にとのようになつてゐるのかは、頗る興味を惹く問題である。まだりの問題は、定住者・非定住者にたいする手続形態間の相違の問題と深く関わつてゐる。クンツニがバッベンハイマー裁判に

特殊街道犯罪者にたいする手続を見ようとするのならば、この問題をも考察の中に加える必要があつたのではないだらうか。

(一) Michael Kunze, *Der Prozeß Pappenheimer*, S. 1.

(二) S. v. Rietzler, *Geschichte der Hexenprozesse*, S. 199. 『魔女』リリヤゼ・バッハハイマー「魔女の犯罪者」(ge-

meine Verbrecher) *ハルツ山地* 1940.

(三) M. Kunze, a. a. O., S. 206.

(四) M. Kunze, a. a. O., S. 78. Vgl. Michael Schattenhofer, *Der Tod durch den Henker*, in: S. Metken (Hrsg.), *Die letzte Reise*, 1931, S. 173 (exemplarischer Hexenprozeß).

(五) なお、上の表題中の「これは、悪人には慈悲めだら、つかひ敬愛なる人々には警心みなみと眼に入るものだなつ」の文も参照。

(六) M. Kunze, *Strafe ins Feuer*, S. 428—9 は、判決文中、六人の被告人を示す文言 „gegenwärtige meinglich zu einem offenen Exempel fürgestellte Sechs Personen“ や、更に、被告人の犯罪 „... und schafft die Strafe nicht zu tragen“ を表す文言 „Stift, Landt und Leith oft müssten not leiden“ に着目して、この点の論證はあちこち。¹⁶

(七) この点はすでに判決文について見たところである（前項（一）註（六））。なお、これに関連して言ひ添えなければ、判決文全体の讀寫は讀神・魔女猪断罪の方に力点が置かれやう。¹⁷ のれんが手稿文前文に次の如く明瞭に出でてゐる。 „Nachdem mit weniger die Gottliche Heilig schrift als auch die allgemeine

Kyserliche Recht, Insonderheit aber die halsame von dem... Khlyser Carl in den Fünften... publizerte vnd angenommene Peinliche Haßgerichtsordnung die Hoch verboine, abscheichliche vnd erschreckliche Sünd der Zauberey vnd Hexerey, zumaln aber die Verlaugnung vnd Absagung der Göttlichen Mayestett vnd seines ganzen himlischen Hörs, mit den scherffisten vnd schrecklichisten straffen so einem Menschen anzuthun vnd also mit dem Brandt hinzerichten statuieren vnd verordnen...”⁽⁹⁾ 魔女犯罪を列挙した前段（既述）と「魔女の夜實」があわねて「魔女法」⁽¹⁰⁾。

(8) 「世間は神よりおもてがれおもてがれやあらねど、此世界には一般法則と、うるわしあつて、たゞえぞくべくの御心、やの一般法則の枠内において説明し得るのむじかた考へ方が〔十七世紀後半以後〕次第に力を得てあまやん、敵の被害や家畜の死を、魁魔との手先である妖術師の仕業とするなど不合理なりといふべきだ」（エ・ニコラウス・カーラー「歴史家の領域」前掲書、五四頁）⁽¹¹⁾。

(8a) M. Kunze, Der Prozeß Pappenheimer, S. 202 (Anm. 154, 155).

(9) M. Kunze, a. a. O., S. 193.

(10) M. Kunze, a. a. O., S. 192.

(11) M. Kunze, a. a. O., S. 203.

(12) 『熊本法學』四十五号、八一頁上段。

(13) 実際に、魔術師、魔女として処刑された者の極めて多くが職業

的魔術的犯罪者（Grauner）・詐欺犯や盗む、アーチャーなどの非公認は魔術者や魔女などと呼ぶ。Friedrich Christian Benedikt Ave-Lallentant, Das deutsche Grauertum in seiner sozialpolitischen, literarischen und linguistischen Ausbildung zu seinem heutigen Bestande. Neu herausgegeben v. Max Bauer, I. München u. Berlin 1914, S. 13, 66. ド恩ムルホ Jungwirth, Fahrendes Volk, in : Handwörterbuch des deutschen Aberglaubens, II, Berlin/Leipzig 1929—30, Sp. 1134 附註。

(14) O. v. Zallinger, Das Verfahren gegen die ländschaftlichen Leute, Innsbruck 1895, S. 2.

(15) M. Kunze, a. a. O., S. 215 (Anm. 65, 66).

(16) 桜痴狂想曲「ホーホムーレ・ニハムナーツヒーク」註説「『櫻痴狂想曲』第十章（一九八六）」110頁（12）参照。

（註記 本稿はおむね「カーラー・カーラー（Dr. Michael Kunze）著『バーゼルハイマー論』の紹介、おもむねおこなったシナリオ翻訳の一部である。一九八一年七月二十日田中一介訳入大等校へ・ホーホムーレ教授（Prof. Dr. Sten Gagnér）於「予備演習」（Proseminar）で講じて行なったもの）参考文献や脚注 一九八七年一月八日）